

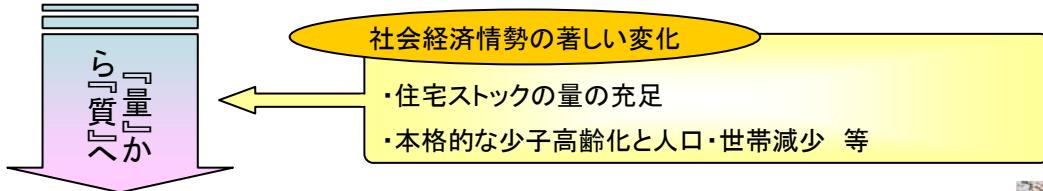
●住生活基本法

<6月8日公布施行>

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定める。

住宅建設五箇年計画(S41年度より8次にわたり策定:8次計画はH17年度で終了)

◇5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけ



新たな住宅政策への転換

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策

- ◇安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成
- ◇住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備
- ◇住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築



基本理念

『現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給』など基本理念を定める。

責務

国、地方公共団体、住宅関連事業者、居住者など関係者それぞれの責務を定める。

基本的施策

国、地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講ずる。

住生活基本計画の策定

- ◇住生活の安定の確保及び向上の促進に関するアウトカム目標の設定
- ◇成果指標を位置づけ

(耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率など)

全国計画

- ◇施策の基本の方針
- ◇全国的見地からの目標・施策
- ◇政策評価の実施

全国計画に即して策定

都道府県計画

- ◇都道府県内における施策の基本の方針
- ◇地域特性に応じた目標・施策
- ◇公営住宅の供給目標